

平成 29 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(議案補充説明)

- 1 議案第 152 号
「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」・・・ 1

(所管事項説明)

- 1 米政策の見直しに係る対応について 2
- 2 みえ森と緑の県民税の見直しについて 4
(別添 1-1、1-2)
- 3 クロマグロの資源管理について 6
- 4 各種審議会等の審議状況の報告について 8

平成 29 年 12 月

農 林 水 産 部

「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

漁港管理主体の見直しにより、津市に所在する白塚漁港の管理者を平成 30 年 3 月をもって三重県知事に変更することとしています。

「三重県の事務処理の特例に関する条例」において、県管理漁港に関し、三重県知事の権限に属する事務の一部を、漁港の所在する市町が処理することを規定しており、現在、県管理漁港のある尾鷲市、鳥羽市、志摩市、大紀町および南伊勢町の各市町長が、船舶等に対する移動命令など、事務の一部を行っています。

今回、白塚漁港の管理者が三重県知事になることから、他の県管理漁港と同様に、津市長が事務の一部を行うこととなります。

これに伴い、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する漁港管理事務の一部を処理することとする市町に津市を加えるため「三重県の事務処理の特例に関する条例」の一部を改正します。

2 条例改正の概要

三重県漁港管理条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務の一部を処理することとする市町に、津市を加えます。

3 施行期日

平成 30 年 3 月 10 日から施行

(1) 米政策の見直しに係る対応について

1 これまでの検討状況と本県の対応方向

国による米政策の見直しにおいて、「平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通しをふまえつつ、需要に応じた生産が行われる状況をめざす」とされたことを受けて、県では、三重県農業再生協議会（以下「県協議会」）に設置した農業再生改革研究会（国、県、市町、JA等の実務担当者で構成）を中心に、説明会やアンケート調査を通して得られた市町段階の地域農業再生協議会（以下「地域協議会」）からの意見をふまえながら、本県における需要に応じた米生産の進め方等に関する検討を進めてきました。

<地域農業再生協議会からの主な意見>

- ① 地域の水田を守るには、担い手の経営安定が必要であり、米の需給調整を無くすことはできない
- ② 米・麦・大豆等のブロックローテーションによる水田利用が確立しているが、米の需給調整が無くなれば、この仕組みが壊れ、農地を有効活用できなくなる
- ③ 生産現場が混乱しないよう、主食用米生産を中心とした米の需給調整に関する何らかのアナウンスが必要である
- ④ 米の需給調整に関するアナウンスは、生産者にわかりやすく説明できるように工夫してほしい
- ⑤ 需要に応じた米生産が着実に行えるよう、アナウンスには継続性が必要であり、かつ地域協議会別に示す必要がある

こうした検討を経て、本年8月に開催した県協議会の臨時総会において、これまでの行政による生産数量目標の配分に代わるものとして、県協議会が、各地域協議会別の主食用米の「生産量の目安」を算定し、情報提供することを決定したところです。

具体的には、国が毎年11月末に公表する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で設定される、全国の翌年産の生産量と当年産の生産数量目標を比較し、その増減率等をふまえて、地域協議会ごとに示すこととしています。

この決定をふまえ、県協議会では、平成30年産米の需給調整と麦・大豆・飼料用米等の生産拡大に向けて、9月以降、次の事項について、集落や農業者等に対して、各地域協議会と連携してチラシを配布するなど周知に取り組みました。

- ① 米政策の見直しに係る情報（平成30年度からの米の直接支払交付金の廃止等）
- ② 今後も米の需給調整が必要であること
- ③ 平成30年産米について、「生産量の目安」を県農業再生協議会から地域農業再生協議会に提供する方向であること

加えて、水田農業の担い手に対して、稲作経営者会議の研修会等を活用して米政策見直しに係る平成30年産以降の対応等について情報提供に努めてきました。

2 平成 30 年産米に係る対応

(1) 国が公表した平成 30 年産米の全国生産量について

国は、11 月末に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を公表し、平成 30 年産米における全国生産量を 735 万トンに設定しました。

なお、平成 30 年産米の生産量は、平成 29 年産米と同じとしています。

<国が公表した全国生産数量(目標)>

(単位:万トン)

平成 30/31 年の主食用米等の需給見通し 〔平成 29 年 11 月公表〕		平成 29/30 年の主食用米等の需給見通し 〔平成 28 年 11 月公表〕	
平成 30 年 6 月末 民間在庫量 (A)	1 8 7	平成 29 年 6 月末 民間在庫量 (a)	2 0 0
平成 30 年産主食用米等 生産量 (B)	7 3 5 (生産量)	平成 29 年産主食用米等 生産量 (b)	7 3 5 (生産数量目標)
平成 30/31 年主食用米等 供給量計 (C=A+B)	9 2 2	平成 29/30 年主食用米等 供給量計 (c=a+b)	9 3 5
平成 30/31 年主食用米等 需要量 (D)	7 4 2	平成 29/30 年主食用米等 需要量 (d)	7 5 3
翌年 6 月末 民間在庫量 (E=C-D)	1 8 0	平成 30 年 6 月末 民間在庫量 (e=c-d)	1 8 2

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(農林水産省)より

(2) 県における平成 30 年産米の「生産量の目安」の取扱いについて

本県における平成 30 年産米の「生産量の目安」については、国が設定した全国の平成 30 年産米の生産量 (735 万トン) と前年の平成 29 年産米の生産数量目標 (735 万トン) とを比較し、その変化率 (対前年比 100%) をふまえて算定することとします。地域協議会ごとの「生産量の目安」は、12 月 22 日 (金) に開催する県協議会の総会において決定し、各地域協議会へ情報提供していきます。

(2) みえ森と緑の県民税の見直しについて

1 現状

みえ森と緑の県民税については、みえ森と緑の県民税条例に、概ね5年ごとに施行状況の検討を行うことが定められており、現在、「みえ森と緑の県民税評価委員会」において見直しに向けた検討を行っています。

平成29年8月21日に開催した第2回みえ森と緑の県民税評価委員会では、事務局である県から、現行制度に対する市町・団体のほか、県民参加型のワークショップ等において聞き取った意見を委員に提示しました。

また、11月21日に開催した第3回評価委員会では、これまでにみえ森と緑の県民税を活用して、子どもたちが自由に遊ぶことができる児童館での木材利用や登山道の整備などを実施した4団体から意見の聴き取りを行った後、以下の論点について、審議・検討が行われました。

2 第3回評価委員会における審議の概要

(1) 見直しの論点 (別添1-1参照)

- ①平成26年4月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成30年度末をもって5年が経過するが、その後も制度を継続するのか。
- ②「2つの基本方針と5つの対策」についてどう考えるのか。

基本方針	対策
災害に強い森林づくり	① 土砂や流木を出さない森林づくり ② 暮らしに身近な森林づくり
県民全体で森林を支える社会づくり	③ 森を育む人づくり ④ 木の薫る空間づくり ⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり

- ③事業実施の3原則をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。

【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること

【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること

【原則3】産業振興を目的としたものでないこと

- ④税額・税率、年度ごとおよび県と市町の配分、5年間の必要経費について、どう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税(仮称)」との関係をどのように整理するのか。

(2) 委員からの意見

第3回評価委員会における、委員からの主な意見は次のとおりです。

- ・これまでの税事業の取組により、さまざまな効果が上がってきているので、今ある課題をどう反映し、弱いところをどう補っていくのかという視点で検討すべき。
- ・森林環境教育に学校教育が果たす役割は大きく、少しずつ進んでいる実感がある。
- ・災害に強い森林づくりについては、当税による災害緩衝林整備だけでなく、税以外の治山事業や森林整備事業など、他事業も含めて総合的に進めていくべき。

- ・ 県の森林づくりに関するランドデザインが無いと、税事業の成果や達成状況が分かりにくい。
- ・ 既存事業の財源に巻き替えないという原則は、財源が十分にあることが前提である。
- ・ 税本来の目的に向かって事業を進めやすいよう、使途の見直しを行うべき。
(例えば、みえ森林・林業アカデミーでの担い手育成に使うなど)
- ・ 人材育成や森林情報の精度向上、民間施設の木質化など、県が主導して戦略的、発展的に使えるような予算を確保すべき。

(3) まとめ

こうした意見をふまえ、第3回評価委員会での検討結果として、

- ① 制度の継続の是非については、制度内容を議論しながら引き続き検討する。
- ② 2つの基本方針と5つの対策に関しては、対策①「土砂や流木を出さない森林づくり」の名称と、県と市町の役割分担について、見直しも含めて引き続き検討し、それ以外の部分については、現行制度の考え方を継続する方向で検討する。
- ③ 事業実施の3原則と新たな取組に関しては、【原則1】の「既存事業の財源に巻き替えること無く」や【原則3】の「産業振興を目的としたものでないこと」という表現について、より柔軟に対応できるような方向で検討する。
- ④ 税額・税率、必要経費については、国の森林環境税（仮称）の動向（別添1-2参照）をふまえ、引き続き検討する。

こととなりました。

3 今後の対応

今後は、平成30年1月に開催する第4回評価委員会での議論をふまえて2月に中間案をとりまとめ、当常任委員会にお示しした上でパブリックコメントを実施します。

また、8月の評価委員会において、見直しに関する答申をいただく予定であり、この答申をふまえ、県としての改定案を策定していきたいと考えています。

なお、国において導入が検討されている森林環境税（仮称）の動向を注視しつつ、他府県における同様の制度の状況なども参考としながら、検討を進めてまいります。

<今後のスケジュール>

平成30年1月	平成29年度第4回評価委員会
平成30年2月	平成29年度第5回評価委員会（中間案の検討）
平成30年2月～3月	市長会、町村会へ説明
平成30年3月上旬	県議会常任委員会で中間案の説明
平成30年3月～4月	パブリックコメントの実施
平成30年4月	平成30年度第1回評価委員会（中間案修正版の検討）
平成30年5月下旬	県議会常任委員会で中間案修正版の説明
平成30年7月	平成30年度第2回評価委員会
平成30年8月	平成30年度第3回評価委員会（答申）
平成30年10月	県議会常任委員会で最終案の説明

(3) クロマグロの資源管理について

1 クロマグロ資源に関する情勢

国際的なマグロ類資源の科学的評価では、平成26年の太平洋クロマグロの親魚資源量は約1.7万トンと推定され、過去最低水準(約1.1万トン(昭和59年))に近い値となっています。このため、日本、米国、メキシコなどの関係国は、平成27年からの10年間に、親魚資源量を歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることを目標として、30kg未満の小型クロマグロの漁獲量を半減させる取組を行うこととなりました。

日本では、平成27年1月から、30kg未満の小型クロマグロの年間漁獲枠を、国全体で4,007トン(平成14年から3年間の平均漁獲実績8,015トンを半減)とする取組が開始されており、このうち、都道府県が管理する沿岸漁業には、約2,000トンの漁獲枠が配分されています。さらに、この漁獲枠が都道府県ごとに再配分されており、各都道府県は、漁獲枠を超えることがないよう管理を行っているところですが、定置網によるクロマグロの捕獲については、年によって主たる漁場となる海域が異なることから、本県をはじめ、北海道や青森県など20道府県で共同管理しています。

2 クロマグロの資源管理の状況

本県では、曳き縄・一本釣、定置網および中型まき網等により、クロマグロが漁獲され、特に、7月から9月にかけて漁獲される小型クロマグロが、県内7ヶ所で行われているクロマグロ養殖の種苗とされているところですが、平成27年1月以降の漁獲量等は、次のとおりとなっています。

第1管理期間(平成27年1月～平成28年6月)は、国全体および本県とも、枠内の漁獲となりましたが、第2管理期間(平成28年7月から1年間)は、国全体で2,365トン(漁獲枠:1,901トン)、本県で126トン(漁獲枠:23.4トン)と、いずれも漁獲枠を超える状況となりました。

第3管理期間(平成29年7月から1年間)においては、第2管理期間で超過した漁獲分を、年間漁獲枠の20%(本県の場合には4.68トン)を上限として、複数年(本県の場合には22年間)にわたって差し引くこととなったため、本県には、18.72トンの漁獲枠が配分されています。平成29年10月6日時点での、本県の漁獲量は、枠内の3.6トンとなっていますが、北海道等の定置網で大量の漁獲があり、水産庁より、本県を含む20道府県に対して操業自粛要請(平成29年10月6日付け)が発出されたため、本県の定置網漁業者は、現在、小型クロマグロの再放流等の取組を行っています。

3 クロマグロの資源管理に対する県の対応

第4管理期間(平成30年7月から1年間)からは、クロマグロが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)」の対象魚種となることが決定されています。現在の資源管理は、操業自粛要請による漁業者の自主的な取組ですが、第4管理期間からは、TAC法に基づいて、県から操業停止命令を発出することとなり、違反した場合には罰則を伴うなど、より厳しい規制へと変わるため、関係漁業者に十分周知し、適切な管理が行われるよう指導してまいります。

日本が主体となり、関係国が適切な資源管理に取り組むことにより、将来的にクロマグロ資源が回復すれば、クロマグロを漁獲対象とする漁業経営の安定のみならず、本県で盛んに行われているクロマグロ養殖業においても、天然種苗が安定的に供給されることとなることから、国や関係都道府県、関係漁協、関係団体等と連携し、適切な資源管理の推進に努めていきます。

(4) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成29年9月15日～平成29年11月21日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成29年10月20日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 他10名
4 諮問事項	平成29年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった2件について第1次審査(書類審査)を行った結果、2件とも第1次審査の認定基準に適合していると認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成29年11月21日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 他5名
4 諮問事項	みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
5 調査審議結果	みえ森と緑の県民税条例に基づく概ね5年ごとの見直しについて審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

目次

論点1：みえ森と緑の県民税制度の継続について	1
論点2：「2つの基本方針と5つの対策」について	2
論点3：事業実施の3原則と新たな取組の実施について	3
論点4：税額・税率、配分と必要経費、国の「森林環境税（仮称）」との関係について	4

みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

1	みえ森と緑の県民税制度の継続について
論点	<p>平成 26 年 4 月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成 30 年度末をもって 5 年が経過するが、その後も制度を継続するのか。</p>
現状と課題	<p>【税導入の経緯】 「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申を受け、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に関する施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。</p> <p>【これまでの実施状況】 2 つの基本方針に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施しています。また、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において、事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところであり、これまで実施した事業については、全て「継続が妥当」と評価されています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や担い手不足等により、これまで以上に地域の身近な森林を整備することが困難になってきています。 ・税の認知度が低いことから、より一層の認知度向上を図っていく必要があります。 ・国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との整理を行う必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆さんや市町、関係団体から「災害に強い森林づくり」の継続を求める声があります。 ・市町、関係団体および県民ワークショップから、継続は妥当との意見があります。

みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

2	「2つの基本方針と5つの対策」について
論点	「2つの基本方針と5つの対策」についてどう考えるのか。
現状と課題	<p>【2つの基本方針】</p> <p>山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考え、これらを2つの基本方針（基本方針1「災害に強い森林づくり」、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」）として整理しています。</p> <p>【5つの対策】</p> <p>基本方針1「災害に強い森林づくり」の対策として、対策①「土砂や流木を出さない森林づくり」を主に県が実施し、対策②「暮らしに身近な森林づくり」を市町が実施しています。</p> <p>また、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の対策として、対策③「森を育む人づくり」を県と市町が実施し、対策④「木の薫る空間づくり」、対策⑤「地域の身近な水や緑の環境づくり」を市町が実施しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の皆さんに事業の目的や意図が明確に伝わるよう、対策の名称の表現を検討する必要があります。 ・ 今回の見直しにおいて、税の用途や税を活用した事業を拡充する場合、改めて県と市町の役割を検討する必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の名称が誤解を招く表現になっているとの意見があります。 ・ 市町、関係団体から、「2つの基本方針と5つの対策」は妥当との意見があります。

みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

3	事業実施の3原則と新たな取組の実施について
論点	<p>事業実施の3原則をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。</p> <p>【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること</p> <p>【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること</p> <p>【原則3】産業振興を目的としたものでないこと</p>
現状と課題	<p>【事業実施の3原則について】</p> <p>「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申において、「新たな行政需要に基づく施策の展開」のために税の導入を図るとされたことから、税の趣旨に沿った事業に活用することを意図して、3原則が設けられました。</p> <p>原則1については、既存事業には従来からの補助などを活用すべきであること、原則2については、税の趣旨に沿った取組に活用すべきであること、原則3については、林業振興そのものへの税の活用は税の趣旨にそぐわないことから、定めたものです。また、県事業においても、この3原則を遵守しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税検討時や導入時からの社会情勢の変化をふまえ、税の趣旨に合致し、かつ県民ニーズに応える事業に取り組んでいく必要があります。 ・産業振興の解釈に幅があり、市町における創意工夫を凝らした事業構築に支障をきたしていることから、その意図を明確に示す必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から、実態に応じて、多様な事業展開が可能となるよう、原則1と原則3の見直しを求める意見があります。 ・市町、関係団体から、原則2は妥当であるとの意見があります。 ・「災害に強い森林づくり」の対象箇所の拡大を求める意見や、森林整備の促進に向けて、担い手の育成を求める意見があります。

みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

4	<p>税額・税率、配分と必要経費、「国の森林環境税（仮称）」との関係について</p>
論点	<p>税額・税率、年度ごとおよび県と市町の配分、5年間の必要経費について、どう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との関係をどのように整理するのか。</p>
現状と課題	<p>【税額と税率】 個人が1人1,000円、法人が2,000～80,000円（県民税均等割の10%）となっています。これは、県民の負担感を軽減することや、必要となる経費、県民税全体に占める個人と法人の税収割合の保持、他県の実施状況等を総合的に考慮し決定しています。</p> <p>【税の配分】 「災害に強い森林づくり」を早急に実現する必要があることから、初期は基本方針1を重点的に実施することとしており、県と市町の割合が、概ね6：4となっています。後期は基本方針2を充実することとしており、県と市町の割合が、概ね4：6となっています。5年間の総額では、県と市町の割合は、5：5となります。</p> <p>【必要な経費】 5年間（平成26年度から平成30年度）の対策実施に必要となる経費を50.5億円としています。</p> <p>【「森林環境税（仮称）」の検討状況】 「別添1-2」のとおり</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの配分額の変動が、計画立案や実施体制の構築等を難しくしており、配分方法を検討していく必要があります。 ・国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との整理を行う必要があります。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林環境税（仮称）」導入までの間、みえ森と緑の県民税を増額するよう求める意見があります。 ・年度ごとの配分額が大きく変動することは望ましくないとの意見があります。 ・県と市町の配分割合を見直すよう求める意見があります。

森林環境税（仮称）の検討状況

- 平成 29 年 4 月、総務省が「森林吸収源対策税制に関する検討会」を設置
- 平成 29 年 4 月 21 日から 11 月 10 日までに 7 回の検討会が開催され、11 月 21 日に検討結果をまとめた報告書が公表された。
- 検討委員会からの報告をふまえ、11 月 22 日より与党税制調査会において議論が行われており、平成 30 年度与党税制改正大綱で結論が得られる見込み。

<報告書の概要>

1 基本的な枠組み

- ・ 国税として、森林環境税（仮称）を創設
- ・ 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収
- ・ 地方の固有財源として、その全額を森林整備等を行う地方団体に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与

2 具体的な制度設計

(1) 使途

- ・ 市町村が行う森林整備に関する施策およびそれを担う人材の育成確保に関する費用等に充てる
- ・ 一方で、木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見も有り

(2) 譲与団体

- ・ 森林が所在する市町村を基本とする
- ・ ただし、都道府県による市町村への支援が不可欠であることから、都道府県に対する譲与税を含めた財政措置の検討が必要

(3) 譲与基準

- ・ 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定
- ・ 具体的な指標としては、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられているところ

(4) その他

- ・ 新税の創設にあたり、国民の負担感に配慮することや、府県の超過課税との関係を整理すること、市町村における事業実施体制の充実・確保を図ること等が必要であり、課税開始時期については、これらの課題をふまえた検討が必要